

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（お台場海浜公園） 審査意見書」（令和元年10月29日付31環総政第556号）に記載された環境局長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 評価書案の修正の経過及びその内容

| 評価書案の修正箇所                       | 修正事項     | 評価書における修正内容及び修正理由  |
|---------------------------------|----------|--|
| 7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容            | 内容       | 事業の基本計画として水中スクリーンを設置すること、水中スクリーン設置の施工方法の概要を追記した。(p. 10、16 参照)  |
| 9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価 |          |  |
| 9.1 自然との触れ合い活動の場                | ミティゲーション | 環境局長の審査意見を踏まえ、公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を周知することを追記した。(p. 44 参照)<br>環境局長の審査意見を踏まえ、大会後に実施する原状復旧（復植）の実施状況について、フォローアップで確認することを追記した。(p. 44 参照) |
| 9.2 史跡・文化財                      | 予測       | 予測の対象時点として、大会開催前に加えて大会開催後も対象とした。(p. 53 参照)   |
|                                 | ミティゲーション | 水中スクリーンの設置及び撤去に当たっての品川台場へのミティゲーションを追記した。(p. 54 参照)   |

10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（お台場海浜公園） 審査意見書」（令和元年10月29日付31環総政第556号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1に示すとおりである。

表 10.2-1 評価書案に対する環境局長の意見の内容

|  |          |
|--|----------|
| <p>評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するにあたっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>  |          |
| 項目   | 1. 項目別事項 |
| 【アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場、史跡・文化財）】  |          |
| <p>（自然との触れ合い活動の場）</p> <p>①計画地のお台場海浜公園は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されており、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施することから、各工事の実施に当たっては、公園利用者に対し、対象となるエリア、工事内容、工事期間等の情報を現場に看板を立てるなどして分かりやすく提供すること。</p> <p>②樹木除去が必要な場合は大会後に極力原状復旧（復植）を行うこととしており、フォローアップ調査で対象となる樹木の場所を図示するなど、実施状況を具体的に報告すること。</p> |          |

### 10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（お台場海浜公園）」は、令和元年9月6日に公表し、同年9月6日から10月5日までの30日間にわたり意見募集を行った。都民等からの意見書の提出は無かった。